

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第23回）議事録

1 日 時

平成24年9月25日（火） 14時00分～14時45分

2 場 所

総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、井手 秀樹、  
斎藤 聖美、新町 敏行、高橋 伸子

（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

東海 幹夫

（以上1名）

（3）総務省

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、  
安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、  
柴崎 哲也（事業政策課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、  
二宮 清治（料金サービス課長）、海野 敦史（料金サービス課企画官）

（4）事務局

松村 浩（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方【平成24年  
4月17日付け 諮問第1217号】

## 開 会

○山内部会長　それでは、お時間でございますので、ただいまから、第23回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員6名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

また、審議事項の説明のため、東海専門委員にご出席をいただいております。

なお、本日の会議は公開で行います。

まず、審議に先立ちまして、総務省において人事異動がありましたと聞いておりますので、新たに着任された総務省の方に、順にご挨拶をお願いいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○吉良総合通信基盤局長　このたびの異動で総合通信基盤局長を拝命しました吉良でございます。よろしく願いいたします。

○安藤電気通信事業部長　電気通信事業部長の安藤でございます。よろしく願いいたします。

○吉田事業政策課長　事業政策課長　吉田でございます。よろしく願いいたします。

○柴崎事業政策課企画官　事業政策課企画官の柴崎でございます。よろしく願いいたします。

○吉田事業政策課調査官　同じく、事業政策課調査官の吉田でございます。よろしく願いいたします。

○海野料金サービス課企画官　料金サービス課企画官の海野でございます。よろしく願いいたします。

○松村管理室長　事務局を担当いたします、情報通信国際戦略局管理室長の松村です。どうぞよろしく願いいたします。

○山内部会長　どうもありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思っております。

本日の議題は1件でございます。

## 議 題

長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方【平成24年4月17日付け 諮問第1217号】

○山内部会長 本日は、諮問第1217号、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」について、これを審議いたします。本件は、本年7月24日開催の当部会におきまして、接続政策委員会から報告書の提出がございました。当部会におきましては、これを答申案とすることといたしまして、7月26日～8月31日までの間、意見招請に付しまして、寄せられた意見を踏まえ、引き続き接続政策委員会で検討していただきました。

本日は、委員会の主査であります東海専門委員から委員会での検討結果の概要を報告していただきまして、その後に、詳細について事務局からご説明いただきたいと思っております。それでは、早速でございますが、まず東海専門委員からご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○東海専門委員 それでは、長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について、これまで接続政策委員会において調査・審議を行った結果の概要についてご報告をさせていただきます。

本件については、ただいま部会長からもご紹介ございましたように、本年の4月17日に、総務大臣より諮問を受けたものでございます。

ご承知のとおり、PSTNのLRIC方式については、平成12年度から適用を開始いたしまして、適時に見直しを続けてきたところでございます。このたび、本年の4月から7月にかけて、ヒアリングを含めまして、接続政策委員会を6回開催いたしまして、精力的に調査・審議を実施させていただきまして、報告書を取りまとめたところでございます。

そして、その報告書については、7月24日開催されました電気通信事業政策部会での審議を踏まえまして、答申案として取りまとめられたところでございます。この答申案について、7月26日～8月31日まで、約1カ月間の間、意見募集が行われました。その結果、9件の意見の提出がございました。そこで、9月18日に接続政策委員会を開催し、審議いたしまして、当委員会としての考え方の整理を行ったとこ

ろでございます。

その結果、お手元にお配りしてございます資料23-1、これが修正後の答申（案）でございます。それから、資料23-2が、答申（案）への意見及びそれらに対する考え方、いずれも当委員会の検討結果とすることといたしました。詳細については、総務省からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、詳細について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○海野料金サービス課企画官 それでは、まず、お手元の資料23-1に基づきまして、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」答申（案）の概要について、改めて説明申し上げます。

まず、答申（案）1ページ以下の第1章でございますが、こちらでは、長期増分費用方式ないしLRIC方式に基づく接続料算定等に関する過去の変遷と、PSTNからIP網への移行を含めた近年の電気通信市場における環境変化の概要について、まとめていただいております。

16ページ以下の第2章では、平成25年度以降の加入者交換機能等に係る接続料算定方式について、引き続きLRIC方式を用いることが適当とした上で、今般のLRICモデルの改良要素といたしまして、局設置FRTの導入といった回線数の減少に対応したネットワーク構成の見直し、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保に係る措置について、考え方を整理していただいております。特に災害対策コストについては、モデルに反映することが妥当であると認められたものについて、局舎の投資コストに追加することとする一方で、21ページの第3段落でございますとおり、長期増分費用モデル研究会における検討の後に新たにその詳細が明らかになったものについては、その妥当性の検証や効率性を考慮した反映方法について十分な検討が必要であるといったことから、毎年度の接続料算定時の入力値の見直しに併せてモデルに反映することは適当ではなく、改良モデルの見直しの際に改めて十分に検討を行い、必要と認められる場合にモデルに反映することが適当であるとしていただいております。

併せまして、PSTNからIP網への移行を踏まえて今般の改良モデルにおいて措置する事項といたしまして、交換機関連設備に関して、法定耐用年数を経過した設備

の割合の上昇を適切に反映するための補正を段階的に行うことが適当であるという旨の考え方を示していただいております。

また、28ページ、29ページでございますとおり、今般の改良モデルの次のモデルとなる次期モデルに関する見直しに向けて、「スコッチド・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、I P - L R I Cモデルの検討、NGN接続料との関係といった本格的な見直しについて、検討が必要であるという考え方を示していただいております。

30ページ以下の第3章でございますが、こちらでは、NTSコストの扱いについて、考え方を整理いただいております。平成19年の本審議会答申を受けまして、段階的に接続料原価への算入が行われてきましたFRT-GC間伝送路コストに関しまして、ユニバーサルサービス制度における利用者負担の軽減の観点から、当分の間の措置として、平成25年度以降も引き続き接続料原価へ算入することもやむを得ないと整理していただいております。

同時に、35ページ末尾でございますとおり、今後、ユニバーサルサービス制度の見直しに関する検討を進める際には、接続料水準や利用者負担に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、FRT-GC間伝送路コストの扱いも含め、補填対象額の算定方法についても検討を行うことが適当であるという方向性を示していただいております。

36ページ以下の第4章では、接続料算定に用いる通信量等の扱いについて整理いただいております。

通信量については、42ページ末尾でございますとおり、現時点では、現行の予測方法を変更する必要は特段ないことから、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当であるとしていただいております。

また、45ページの冒頭でございますとおり、通信量の予測に当たりまして、接続料認可業務の円滑化の観点から、現行の「8か月先予測」に代えまして、「9か月先予測」を用いることとしても問題はない旨を示していただいております。

46ページ以下の第5章では、東西均一接続料の扱いについて整理していただいております。この点に関しましては、50ページでございますとおり、接続料規則における原価算定の原則等からは、東西別に接続料を設定することが適当であるが、今般の改良モデルへの変更がNTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、また、平成22年答申時の状況からの東西別接続料の設定が適当と認められるほどの環境変化がないことから、平成25年度以降においても、従前どおり東西均一

接続料を採用することが適当であるとしていただいております。

51ページ以下の第6章では、今般の改良モデルを用いた算定方式の適用期間について、考え方を示していただいております。この点については、52ページにございますとおり、IP網への移行の進展を踏まえた今後の次期モデルの検討に十分な期間が必要となることや、制度の安定性を確保することなどを考慮いたしまして、平成25年度から27年度までの3年間としていただいているところです。

53ページの第7章では、次期モデルに関する検討を早期に開始する必要がある旨とともに、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望まれる旨を示していただいております。

なお、答申（案）26ページの第2段落について、一点、修正の提案がございます。26ページの6行目末尾から7行目にかけて、7月にご審議いただいたときの案では、「各年度の補正比率」となっておりましたが、これを「各年度の補正の比率」というふうに修正させていただくことを提案申し上げます。

今回の答申（案）におけるIP網への移行の進展を考慮した補正については、段階的に行うこととしておりますが、これは補正の比率ないし程度を3年間で段階的に増加させていくという趣旨のもので、減価償却費等に乗じる補正比率そのものを段階的に増加させるものではございません。したがって、この部分は、「補正の比率」と、「の」を付け加えた形に修正させていただく必要があるということでございます。

続きまして、お手元の資料23-2に基づきまして、本答申（案）の意見公募手続において寄せられた意見とそれらに対する考え方について説明申し上げます。

先ほど東海専門委員からお話ございましたとおり、本年7月にまとめられた本答申（案）については、7月26日～8月31日までの間、意見公募を行っております。この意見公募手続では、9の主体から意見が提出されましたが、それを体系的に整理した上で、それぞれの意見に対する考え方の案を取りまとめたものが、資料23-2でございます。

まず、2ページの総論部分でございますが、意見1といたしまして、長期増分費用モデルの適用について賛同する、また、改良モデルの適用、PSTNからIP網への移行の進展を勘案したプライシングにおける補正、次期モデル見直しに向けた検討について、賛同するという意見でございます。これに対して、考え方1といたしまして、

賛同のご意見として承るとしております。

意見2、良いと考えるということをごさいますて、こちらについても、考え方2のところ、賛同のご意見として承るとしてしております。

3ページの意見3でございますが、固定電話に係る市場が縮小しており、接続料規制の意義が乏しくなっていることから、固定電話に係る接続料規制を撤廃すべき、少なくとも長期増分費用方式を早急に廃止し、実際費用方式に見直すべきという趣旨の意見でございます。これに対して、考え方3のところ、考え方を示してございます。

答申（案）に示したとおり、現行の長期増分費用方式は、客観的なモデルに基づきコスト算定を行う方式であり、これまで接続料原価が一貫して低廉化していることから、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献しているものと認められる。このような透明性や公正性を確保することは引き続き重要であることから、長期増分費用方式は、今後もなお一定の意義を保ち続けるものと考えられる。

この方式において接続料原価の算定に用いるモデルについても、関係する接続事業者が入力値を提案することが可能であるとともに、モデル見直しの際には、改修事項の提案や具体的なモデル検討等に参画することも可能であることなど、透明性及び公正性を十分に確保しながら運用されており、現時点では、これに代わりうる適切な方式は見当たらない。

また、関係事業者からのヒアリングにおいても、長期増分費用方式は、各都道府県において加入者回線の2分の1を超える規模の固定端末伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備を設置する事業者の非効率性を排除し、接続料算定の透明性を担保する方式として有効であることなどから、引き続き、その維持を望む意見も多い。

他方、実際費用方式については、第一種指定電気通信設備に係る情報の非対称性や事業者内に在する非効率性の排除等の観点から、加入者交換機や中継交換機等に係る接続料算定の方式としては、依然として限界を抱えていると考えられる。

これらを踏まえると、平成25年度から平成27年度までの間の加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定方式として、実際費用方式を採用することは適当ではなく、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当である、このようにまとめさせていただいているところでございます。

5ページに移りまして、こちら以降、第2章の内容に係る意見でございます。

意見4といたしまして、長期増分費用モデルの適用について、引き続き有効であるという意見でございます。こちらについては、考え方4のとおり、賛同のご意見として承るとしております。

意見5について、固定電話サービスの需要が減少する環境下において、長期増分費用モデルを接続料算定に用いるのは不適切であり、実際費用方式に見直すべきという意見でございます。これに対しては、考え方5といたしまして、先ほど申し上げました3ページの考え方3のとおりという形で整理させていただいているところでございます。

6ページの意見6でございますが、改良モデルの適用に賛同するという意見でございます。これに対しては、考え方6といたしまして、賛同のご意見として承るとしてしております。

意見7といたしまして、災害対策に係る取組については、毎年の入力値見直しの時期に合わせ、モデルに反映するべきという意見でございます。

これについては、考え方7といたしまして、毎年度の通信料算定に用いる通信量以外の入力値については、通信量との整合性を可能な限り確保するとの理由から、直近のものとするのが適当であるため、毎年、見直しを行っているものである。しかしながら、答申（案）に示したとおり、災害対策費用については、長期増分費用モデル研究会において、実際のネットワークにおける実施計画を踏まえた検討を行い、モデルの考え方に沿ってその妥当性を検証した上で、最低限必要と認められる範囲について、効率性を考慮した反映方法によりモデルに盛り込むことが適当とされた。

したがって、実際のネットワークにおける災害対策に係る取組のうち、同研究会における検討の後に新たにその詳細が明らかになったものについては、その妥当性の検証や効率性を考慮した反映方法について十分な検討が必要であることから、毎年度の接続料算定時の入力値の見直しに併せてモデルに反映することは適当ではなく、改良モデルの見直しの際に、最新の設備や技術の動向、ネットワーク構成等について改めて十分に検討を行い、必要と認められる場合にモデルに反映することが適当であると考えられる、このような形でまとめさせていただいているところでございます。

7ページの意見8でございますが、PSTNからIP網への移行の進展を考慮し、減価償却費等に補正を行うことは適切であり賛同するという意見でございます。こちらについては、考え方8のとおり、賛同のご意見として承るという形にしております。



8ページの意見9でございますが、IP網への移行を見据えて法定耐用年数を経過した設備の割合の上昇を適切に反映するための補正を3年間で段階的に導入することについて、3年間とした理由等を示すべきというご意見でございます。

こちらについては、考え方9にありますとおり、今回の補正については、その対象設備が加入者交換機、中継交換機、監視装置（加入者交換機に係るもの）、監視装置（中継交換機に係るもの）及び交換機ソフトウェアと広範囲にわたり、長期増分費用方式において接続料原価の算定に用いるモデルを用いて算定された費用への影響が大きいことから、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を踏まえ、3年間で段階的に補正を行うことが適当である。

なお、改良モデルを用いて3年間で段階的に補正する場合のGC接続料を試算したところ、GC接続料の推計値の水準は、平成25年度5.2～5.4円、平成26年度5.3～5.6円、平成27年度5.4～5.9円となる、という形でまとめさせていただいているところでございます。

9ページの意見10でございますが、補正を段階的に導入する激変緩和措置導入は不要というご意見でございます。こちらについては、8ページに示しました考え方9のとおりという形にさせていただいているところでございます。

意見11といたしまして、補正比率の算定において現実のネットワークの要素をモデルに織り込むことは、長期増分費用方式の考え方と相容れず、需要が減少しているPSTN接続料の算定方式として長期増分費用方式が破綻していることを表しているというご意見でございます。こちらについては、考え方11に考え方を示してございます。

IP網への移行の進展を考慮した今次補正については、2010年11月におけるNTT東西による「PSTNのマイグレーションについて～概括的展望～」の公表により、PSTNからIP網への移行に関する今後の計画等が一定程度明らかになり、現実に移行が進展していくことが見込まれるという点を踏まえたものである。

長期増分費用方式は、「需要に応じたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合の年間コストを算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式」であるが、PSTNからIP網への移行の進展という電気通信分野の環境変化を踏まえたモデルとすることは、「客観的なモデルに基づきコスト算定を行うことで、接続料算定における透明性や公平性を確保する」という長期

増分費用モデルの意義を失わしめるものではなく、今回の措置は適切なものと考えられる。

なお、答申（案）に示したとおり、補正比率の算定に用いる法定耐用年数を経過した設備の割合、いわゆる「償却済み比率」については、長期増分費用モデルにおいて何らかの仮定を置き、客観的な数値をモデルによって決定することが困難であることから、現時点においては、実際のネットワークにおける対象設備の償却済み比率を用いることが適切であると考えられる、このようにまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、10ページの意見12でございますが、償却済み比率を踏まえた補正の導入に合わせ、施設保全費の補正を行うべきというご意見でございます。こちらについては、考え方12でございますとおり、長期増分費用方式は、「需要に応じたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合の年間コストを算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式」であり、PSTNに係る設備に関する施設保全費については、モデルの考え方に沿って適切に対応することが適当である。改良モデルにおいては、減価償却費等に係る補正の対象設備が交換機関連設備に限定されていることから、交換機に係る施設保全費の扱いについて、現行の交換機修理コストの加算等の考え方を含め、適切に対応することとしている、という形でまとめさせていただいているところでございます。

意見13でございますが、PSTNからNGNへの通信量の移行によるPSTN通信量の減少は、事業者都合によるものであるから、PSTN接続料の算定に当たっては、この減少分を補正することが必要という意見でございます。こちらについては、考え方13という形で示してございます。

すなわち、答申（案）に示したとおり、PSTNと設備構成が全く異なるIP網により提供されるサービスの需要をPSTNにより提供されるサービスの需要とみなし、これをPSTNの需要に加算して接続料を算定する「PSTN定常」の考え方は、原価に基づいて算定を行うという現行の接続料算定の原則に則っているとは必ずしも言い難い。また、IP網により提供されるサービスの需要をPSTNにより提供されるサービスの需要に加えることについては、現にIP網によりサービスを提供する際に適用されているNGNに係る接続料との関係をどのように扱うべきであるか、慎重な検討が必要であるとともに、現在、光IP電話サービスは一般的にブロードバンドサ

ービス等とともに提供され、単独メニューとしてはほとんど提供されていないことから、現時点において、具体的な検討を行うことは困難であると考えられる、といった形でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、11ページの意見14でございます。次期モデルの検討に際しては、IP網への移行を踏まえた抜本的な対応が必要とする答申（案）に賛同という意見でございます。こちらについては、考え方14でございますとおり、賛同のご意見として承るとしているところでございます。

続きまして、12ページの意見15でございますが、IP-LRICモデルについて、詳細な検討を行う必要があるとする答申（案）に賛同するという意見でございます。こちらについても、考え方15でございますとおり、賛同のご意見として承るとさせていただいているところでございます。

意見16でございますが、次期モデルの検討においては、IP-LRICモデルの検討に優先して取り組むべきという意見でございます。こちらについては、考え方16という形でまとめさせていただいております。

すなわち、次期モデルの検討に際しては、現時点に比べて、PSTNからIP網への移行がより進展していることが想定されることから、PSTNを取り巻く今後の環境変化を踏まえつつ、「スコーチド・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、IP-LRICモデルの導入の可能性やNGN接続料との関係等のIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについても検討することが望ましい。

IP-LRICモデルの導入の可能性については、引き続き諸外国における動向やIP網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要がある。

その際、特に、モデルで実現すべき機能やサービスの扱い、具体的なネットワーク構成、コスト配賦手法等について、PSTNとIP網との差異にも十分に留意する必要がある、という形でまとめさせていただいているところでございます。

意見17でございますが、今後、IP-LRICモデルの検討に当たっては、メタルアクセスも混在した提供形態を踏まえたモデルを検討すべきということでございまして、こちらについては、考え方17でございますとおり、考え方16のとおりという形で整理させていただいているところでございます。

続きまして、13ページの意見18でございますが、次期モデルの検討においては、抜本的な見直しとして、IP-LRICモデルやスコッチド・ノードの仮定の見直しを積極的に行うことを要望というものでございます。こちらについては、考え方18にございますとおり、答申（案）に示したとおり、長期増分費用モデルが前提としている「スコッチド・ノードの仮定」を見直す場合には、局舎の設置条件や技術的課題等について、十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があると考えている。なお、IP-LRICモデルに関する検討については、考え方16のとおり、という形に整理させていただいているところでございます。

続きまして、意見19でございます。PSTNのIP網へのマイグレーションに向けての課題解決に先行して、IP-LRICモデルを検討することは困難であり、またモデルではIP網の変化への対応に限界があることから、今後においてもモデル化は難しいという意見でございます。これについては、考え方19のところで整理させていただいております。

すなわち、今後、PSTNからIP網への移行が一層進展し、PSTNに係る需要が急激に減少する場合には、従来の長期増分費用モデルにおいて前提としている考え方では、今後の環境変化による影響が適切に反映されない可能性も想定される。そのため、IP-LRICモデルの導入の可能性を含め、IP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しを行うに当たって、十分な検討が必要であると考えている。なお、これらの検討に際し、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望ましいと考えている、という形で整理させていただいているところでございます。

続きまして、14ページの意見20でございます。実際費用方式とすることを前提に、PSTNとIP電話の原価と需要を合算した加重平均方式を検討すべきという意見でございます。こちらについては、考え方20のところで整理させていただいております。

すなわち、PSTNとNGNに係る需要及び原価を平均化して接続料を算定するいわゆる「加重平均方式」については、例えば、PSTNとIP網との間の設備構成や機能等に係る差異をどのように考えるかが明らかではなく、また、双方に同一の接続料を適用することとした場合には、PSTNに係る接続料は低廉化する一方で、PSTNの移行先であるNGNの接続料は上昇する可能性があることから、こうした点を

どのように取り扱うべきかなど、現時点では検討すべき課題が多い。

また、現在、PSTNにより提供されるサービスとIP網により提供されるサービスについては、料金やサービス面等において明確に区別がなされており、利用者が好ましいサービスを選択している状況にあることからも、PSTNとNGNに係る需要及び原価を平均化して接続料を算定する方式を直ちに採用することは、現時点においては適切ではないと考えられる。

将来的には、PSTNに係る接続料算定の在り方について検討を行うに当たり、PSTNからIP網への移行に与える影響や接続料の適正性を引き続き確保する観点から、PSTNに係る接続料とNGNに係る接続料との関係について改めて整理しつつ、必要な検討を行っていくことが適当と考えられる、このように整理させていただいているところでございます。

続きまして、15ページ以下、第3章に係る意見でございます。

まず、意見21といたしまして、き線点RT-GC間伝送路コストを引き続き従量制接続料の原価に算入することは妥当という意見でございます。こちらについては、考え方21にございますとおり、賛同のご意見として承るとさせていただきますところでございます。

意見22でございますが、き線点RT-GC間伝送路コストについては、他のNTSコストと同様に接続料原価から除外し、基本料の中で回収すべきであり、当該コストの扱いについて、ユニバーサルサービス制度の見直しと併せ、速やかに見直すべきという意見でございます。こちらについては、考え方22にございます形で整理させていただいているところでございます。

すなわち、答申（案）に示したとおり、き線点RT-GC間伝送路コストは、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であるが、そのように回収することとした場合、ユニバーサルサービス制度の補填対象を見直すこととなり、その結果、同制度に係る利用者負担が増大することが見込まれることから、当分の間の措置として、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することはやむを得ないと考えている。

ただし、この取り扱いは、利用者負担の抑制を図る観点からユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。

このため、今後、ユニバーサルサービス制度の見直しに関する検討を進める際には、接続料水準や利用者負担に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、き線点RT-GC間伝送

路コストの扱いを含め、補填対象額の算定方法についても検討を行うことが適当であると考えられる、という形で整理させていただいているところでございます。

続きまして、17ページ以下、第4章に係る意見でございます。

まず、意見23といたしまして、通信量について、引き続き「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量」を適当とする考えに賛同するという意見でございます。こちらについては、考え方23にございますとおり、賛同のご意見として承るという形とさせていただいております。

意見24でございますが、接続料算定に用いる通信量について、今後も「9か月先予測」と「8か月先予測」の精度の検証を引き続き行うべきという意見でございます。こちらについては、考え方24の形で整理させていただいているところでございます。

すなわち、「9か月先予測」については、長期増分費用方式に基づく接続料に関する接続約款変更が、2月中下旬の認可申請後、3月末までの短期間に認可に係る手続きを経て行われているところ、当該接続料の認可に係る業務等の一層の円滑化に資する観点から、検討を行ったものである。この結果、「8か月先予測」と「9か月先予測」とでは、同等程度の信頼性が確保できるものと認められた。

今後も、予測通信量の扱いについては、PSTNに係る通信量の動向等を踏まえつつ、適宜、精度の検証も含めた必要な検討を行うことが適当であると考えられる、このような形とさせていただいているところでございます。

意見25でございますが、通信量について、接続料の予見性を確保する観点から、把握可能な過去実績を用いるべきという意見でございます。こちらについては、接続料算定に用いる通信量については、予見性確保等の観点から適用年度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することは不可能であることを考慮すれば、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当である。

こうした点を踏まえ、平成19年及び平成22年の答申において、予測通信量として、前年度通信量、前年度下期と当年度上期を通年化した通信量、当年度通信量の3つが比較され、「前年度下期と当年度上期を通年化した通信量」の採用が適当とされてきたところ。

今回の検討においても、これら3つを「予測値と実績値の乖離幅」の観点及び「計測時期の違いによる振幅の観点」から比較したところ、「前年度下期と当年度上期を通

年化した通信量」が最も信頼性が高いものと認められた。よって、引き続き「前年度下期と当年度上期を通年化した通信量」を採用することが適当であると考えられる、という形でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、18ページの意見26でございますが、通信量については、コストを適切に回収する観点及び需要を適用期間に近づける観点から、接続料算定には適用年度予測の通信量を用いるべきという意見でございます。こちらについては、考え方26にありますとおり、考え方25のとおり。なお、長期増分費用方式については、「需要に応じたネットワークを、現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合の年間コストを算出し、当該コストに基づいて接続料を算定する方式」であり、コストとその回収に対する考え方は、実績原価方式によるものと異なる、という形でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、20ページ以下、第5章に係る意見でございます。

まず、意見27といたしまして、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当とする答申（案）の考え方に賛同するという意見でございます。こちらについては、考え方27にありますとおり、賛同のご意見として承るとさせていただいているところでございます。

意見28でございますが、東西均一接続料を継続する場合には、現行の東西交付金制度の継続等が必要という意見でございます。こちらについては、考え方28にございますとおり、現行の東西交付金制度の具体的な扱いについては、今後、総務省において検討し、必要に応じて措置されるべき事項である、という形で整理させていただいているところでございます。

意見29でございますが、東西別接続料の導入について検討すべきという意見でございます。こちらについては、考え方29にその考え方を示してございます。

すなわち、接続料規則における原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した敬意に照らせば、ご意見のとおり、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当である。

しかしながら、答申（案）に示したとおり、現行の第五次モデルの改良モデルへの変更がNTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、当該格差が依然として20%以上に達していること、平成22年9月28日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について」

において考慮した当該格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があったとは認められないことなどを勘案すれば、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。

なお、NGN接続料においては東西別接続料が設定されていることを踏まえ、今後、PSTNによる加入電話サービスに比して、IP電話サービスの利用がある程度拡大した段階においては、社会的コンセンサスに十分に配慮しながら、東西別接続料の設定の可否について、改めて検討を行う必要があると考えられる、このような形でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、22ページ以下、第6章に係る意見でございます。

まず、意見30でございますが、改良モデルを用いた算定方式の適用期間を3年間とする答申（案）の考え方に賛同というご意見でございます。こちらについては、考え方30にございますとおり、賛同のご意見として承るという形で整理していただいております。

意見31でございますが、改良モデルの適用期間内に接続料水準の急激な上昇等の環境変化があった場合には、激変緩和措置の解除や追加的な新たな補正を加える等の柔軟かつ迅速な対応が必要という意見でございます。こちらについては、考え方31といたしまして、23ページにその考え方を示してございます。

すなわち、答申（案）に示したとおり、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から、算定方法の頻繁な変更は必ずしも好ましくなく、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とし、この間は追加的な補正等を原則として行わないことが適当である。

ただし、IP網への移行の進展等により、改良モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、その変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当である、このようにまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、25ページの意見32でございます。改良モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、IP網への移行が見込みより急速に進展した場合や次期モデルが早期完成した場合等も含めて広く想定し、次期モデルを前倒し適用することが必要という意見でございます。こち



らについては、考え方32にございますとおり、23ページにお示した考え方31のとおりという形でまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、26ページが、第7章に係る意見でございます。

意見33といたしまして、次期モデルの検討については、早期に着手すべきというご意見でございます。これに対しては、考え方33にその考え方を示してございます。

すなわち、次期モデルの検討に際しては、PSTNを取り巻く今後の環境変化を踏まえつつ、「スコッチド・ノードの仮定」等の前提条件の見直し、IP-LRICモデルの導入可能性等のIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについても検討が必要であり、また、長期増分費用モデルを本格的に見直すためには十分な検討期間が必要となるものと考えられることから、当該検討を早期に開始する必要がある。

なお、これらの検討に当たっては、IP網への移行の進展状況やPSTNに係る需要の動向、競争環境の態様等、PSTNを取り巻く今後の環境変化を引き続き注視していくことが極めて重要であると考えます。また、PSTNからIP網への移行スケジュール等の詳細について、NTT東西から、適時適切なタイミングで更なる情報開示が行われることが望まれる、このような形で整理させていただいているところでございます。

最後に、27ページの、その他の意見といたしまして、意見34でございますが、ドライカップ等レガシー系サービスの接続料算定方法についても、PSTN接続料と同様に抜本的な検討が必要という意見でございます。こちらについては、考え方34のとおり整理させていただいているところでございます。

すなわち、ドライカップ接続料等のいわゆるレガシー系サービスに係る接続料については、平成23年12月20日付本審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」において、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方に関して、コストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当としているところである。

また、平成24年度接続料認可に当たり、情報通信行政・郵政行政審議会において審議がなされ、平成24年3月29日付同審議会答申において、「移行期におけるメタル回線に係る接続料算定の在り方について、平成23年12月20日付情報通信審議会答申『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』を踏まえ、具体的な検討を行うこと」等が要請されているところであり、これらを踏まえた対応を行うこと

が適当である、このような形でまとめさせていただいているところでございます。

以上、長くなりましたが、資料23-1及び23-2に基づきまして、答申（案）の概要と、それに対して寄せられた意見及びその意見に対する考え方についてご説明させていただきます。

以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問等ご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょう。

○井手委員　　では、いいですか。

○山内部会長　　井手委員、どうぞ。

○井手委員　　答申（案）に対する意見と、それに対する考え方の資料23-2のところで、3ページで、意見3として、固定電話に係る接続料規制を撤廃すべきというご意見がある。これは、固定電話というものがどんどん縮小している中で、その接続料を規制する意味がないということですが、これはほとんど諸外国で、固定電話というのが縮小しているわけで、その場合、諸外国の接続料に対する規制というのはどのようになっているのかというのを教えていただければという、それが1点目です。

それから、もう1点ですが、前回にも意見を述べさせていただきましたが、同じ資料の20ページの、東西均一接続料の扱いということで、この意見を見ると、意見27が東西均一料金の接続料を採用することが適当という意見で、意見28からは、基本的には東西別接続料を導入すべきだというご意見と理解しておりますけど、ユニバーサルサービスというのは、基本的に、西日本であれば、西日本の中で均一であればいい、東日本は、東日本の中で均一であればいいという考え方も当然あり、全国均一でなければいけないということはなく、東西均一料金を継続するというのは、公正競争上の観点から、例えば、NTT西日本や、全国系の事業を展開している企業と比べると、西日本だけで事業展開している場合には、公正競争上問題だということで、公正競争の観点から、均一料金制というのを今後も維持し続けるというのであれば、少し私は問題かなと思います。したがって、早い時期に東西別接続料の導入を検討すべきではないかと思います。

以上です。

○山内部会長　　それでは、第一点目について、事務局のほうからお答え願います。

○海野料金サービス課企画官　まず、第一点目のご質問でございますが、諸外国におけるPSTNの接続料規制については、国によってかなりまちまちなところでございます。例えば、欧州では、同じLRIC方式の中で、増分の意味をより厳密に解したPureLRIC方式というものが欧州委員会から勧告として各加盟国に提案されております。また、米国におきましては、いわゆるプライスカップ規制等が行われているなど、各国によってそれぞれの規制が行われていますが、いずれにいたしましても、固定電話に係る規制そのものを完全に撤廃した国というのは少ないのではないかと考えられます。

それから、第二点目のご意見、東西均一接続料の扱いについてでございますが、平成14年11月の衆議院・参議院の総務委員会におきまして、ユニバーサルサービス制度の主旨に鑑み、東西均一接続料を維持するという旨が決議されているところでございまして、こうした社会的・政策的な配慮の観点から、東西均一接続料が従前維持され続けてきたところでございます。もちろん、井手委員ご指摘のとおり、必ずしも全国均一でなければならないということではないというのは考え方としてであろうかと思っておりますが、少なくとも現段階におきましては、答申（案）の50ページにございまして、東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の環境変化が認められないことから、平成25年度以降についても、東西均一接続料を維持することが適当であるという形でご審議いただいたものと理解しているところでございます。

○山内部会長　よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見等ございませぬようでしたらば、本件は、お手元の答申（案）のとおり答申したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。ありがとうございました。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について、ご説明を伺えるということでございますので、よろしく願いいたします。

○吉良総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の吉良でございます。

平素より、情報通信行政の推進について、ご理解、ご助言をいただきまして、ありがとうございます。

このたびの「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方

について」の答申について、山内部会長をはじめ各委員の皆様には、本年の4月の諮問以降、精力的なご議論をいただき、こうして答申を取りまとめいただいたことに対しまして、心より御礼申し上げます。

総務省といたしましても、本日の答申を受けて、関係省令の整備、これは接続料規則等の一部改正になりますが、この手続きを速やかに進めていきたいと思っております。また、答申の中で、次期モデル見直しに向けて検討すべき事項を取りまとめていただいておりますが、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえながら、今後の環境変化に対応した接続料算定の在り方について、検討を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山内部会長　　ありがとうございました。

それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から、何か特段のご発言があれば承りますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かございますか。

○松村管理室長　　特にございません。

## 閉　　会

○山内部会長　　それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。

次回の電気通信事業政策部会については、別途決まり次第、事務局より連絡をさせていただきます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。